

特許の安定性向上のための課題

平成27年2月20日

明治大学法科大学院教授 高倉成男

特許の安定性とイノベーション

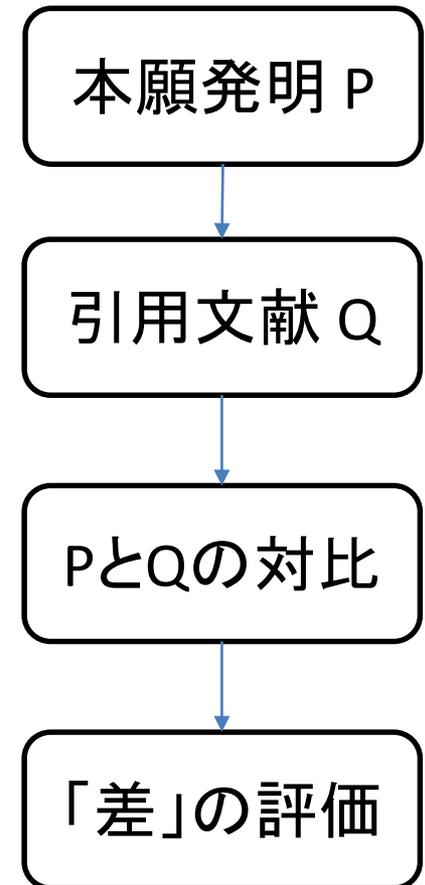
	特許の安定性についての不安感・不信感	特許の安定性についての安心感・信頼感
投資リスクが高い発明	投資を控える	投資に挑戦
投資リスクが低い発明	投資する	投資する

改めて、「特許の安定性」とは

- A) 機関の間の「特許の安定性」
特許庁と裁判所の判断の齟齬が少ないこと
- B) 同一機関内の「特許の安定性」
担当官の違いによる判断の齟齬が少ないこと
- C) 国家間の「特許の安定性」
各国特許庁の判断の齟齬が少ないこと

なぜ判断の齟齬が生じるか

- ① 本願発明の要旨認定が異なる(広く認定すると「特許無効」に傾く)。
- ② 引用文献が異なる(より近い文献が発見されると「特許無効」に傾く)。
- ③ 引用文献の開示事項の認定が異なる(広く認定すると「特許無効」に傾く)。
- ④ 「差」の評価が異なる(当業者のレベルを高く考えると「特許無効」に傾く)。



進歩性判断の変遷

特許法改正	特許庁の 進歩性判断	裁判所の 進歩性判断
1998, 1999年 損害賠償関連の 改正(強い権利)	2000年 出願人にきびしい 進歩性判断	特許権者にきびしい 進歩性判断
2000/2004年 無効の抗弁の最 高裁判決・法改正		2006, 2007年↓ 無効の抗弁によ る原告敗訴増加
	2010年~ 比較的ゆるやかな 進歩性判断	2008, 2009年↓ 進歩性判断の柔 軟化

現状をどう評価するか

- 特許権者から見た一時の問題点は、大いに改善。
 - 権利者敗訴率(約8割)に変わりはないが、「権利無効」のみを理由とする敗訴率(対敗訴判決)は、ピーク(2006年)の約5割から最近は約3割に下がっている。
 - 知財高裁による有効審決取消率は、ピーク(2007年)の約6割から最近は約3割に下がっている。
 - それにともなって無効審判請求棄却率が上昇している(特許庁で特許が無効になる割合が下がっている)。
- それでもなお改善の余地がある。
 - 特に外国企業や中小・ベンチャー企業の中には「特許の安定性」に不安感を抱いている企業が少なくない。

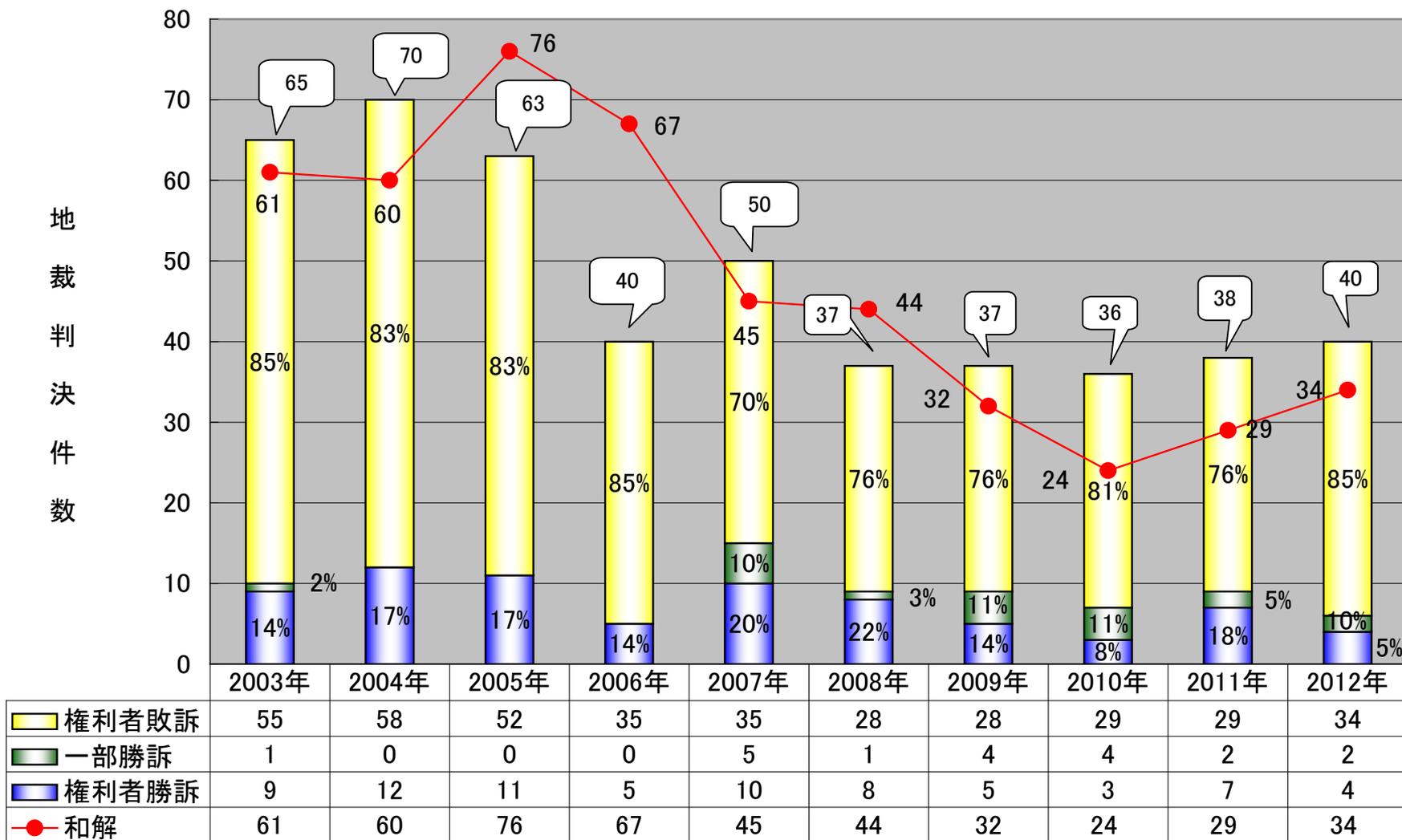
今後の検討課題

- 特許の安定性向上のためには、①特許庁におけるサーチ・審査審判の充実(品質管理、迅速化)、②権利者の努力・工夫(例えば、事前の調査、上手な訴訟活動)、③各国特許庁間の審査協力・サーチ結果交換の推進などが必要。
- それらに加えて、パテントロール対策の必要性を念頭に置いた上で、①特許の有効性の推定、②明白性要件の追加、③無効理由の制限等につき検討することが必要ではないか。
- 要するに、特許発明が実施され又はその準備がされており、かつ、権利者が無効理由について善意であるときは、特許無効のリスクを下げるのが政策的に合理的ではないか。
- 他方、最近の特許庁における特許査定率の上昇及び無効審判請求棄却率の上昇は、イノベーションの観点から、その影響を慎重に評価しておく必要があるのではないか。

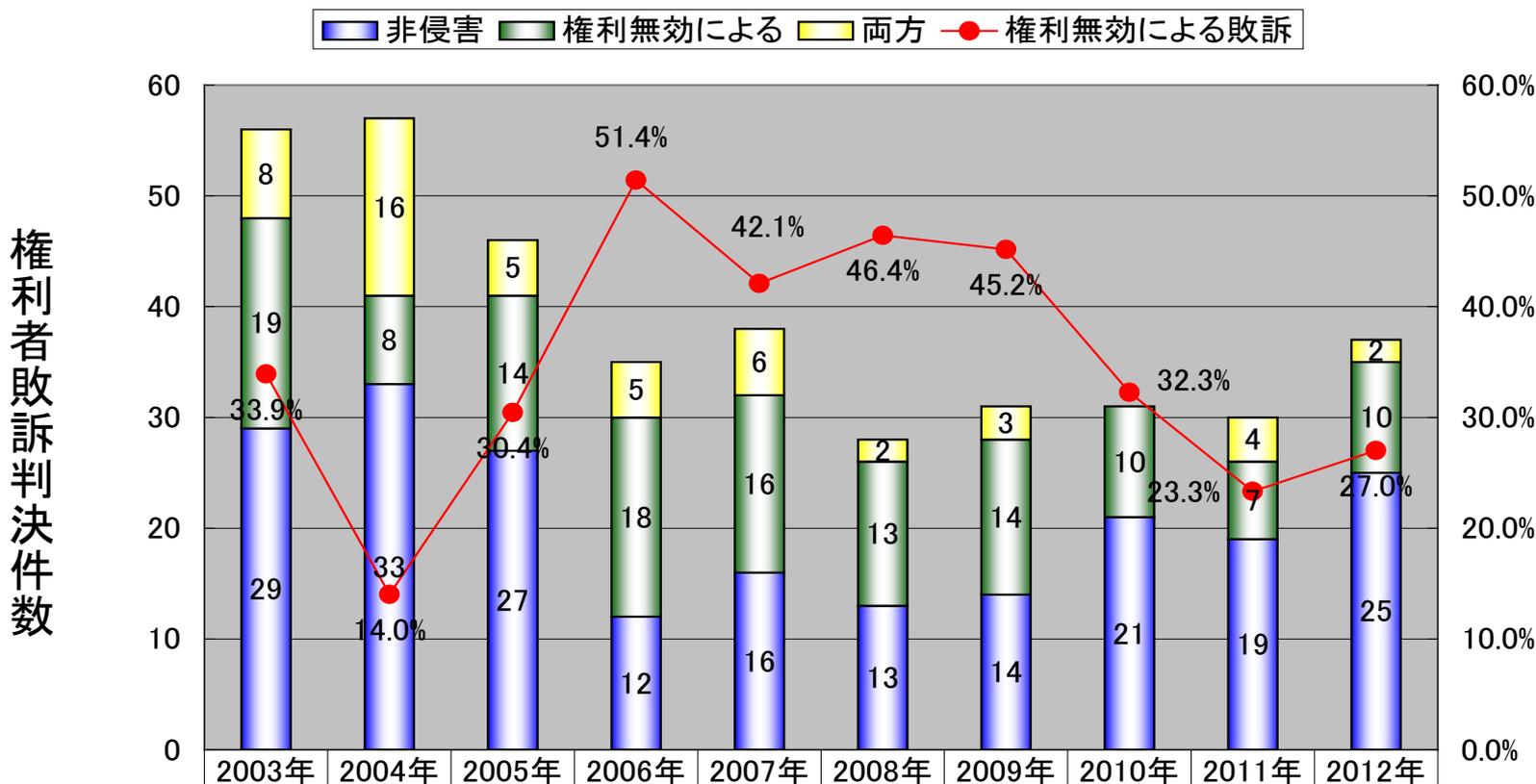
参考資料

注意： 一部、未検証のデータが含まれている。

権利者敗訴率は約8割

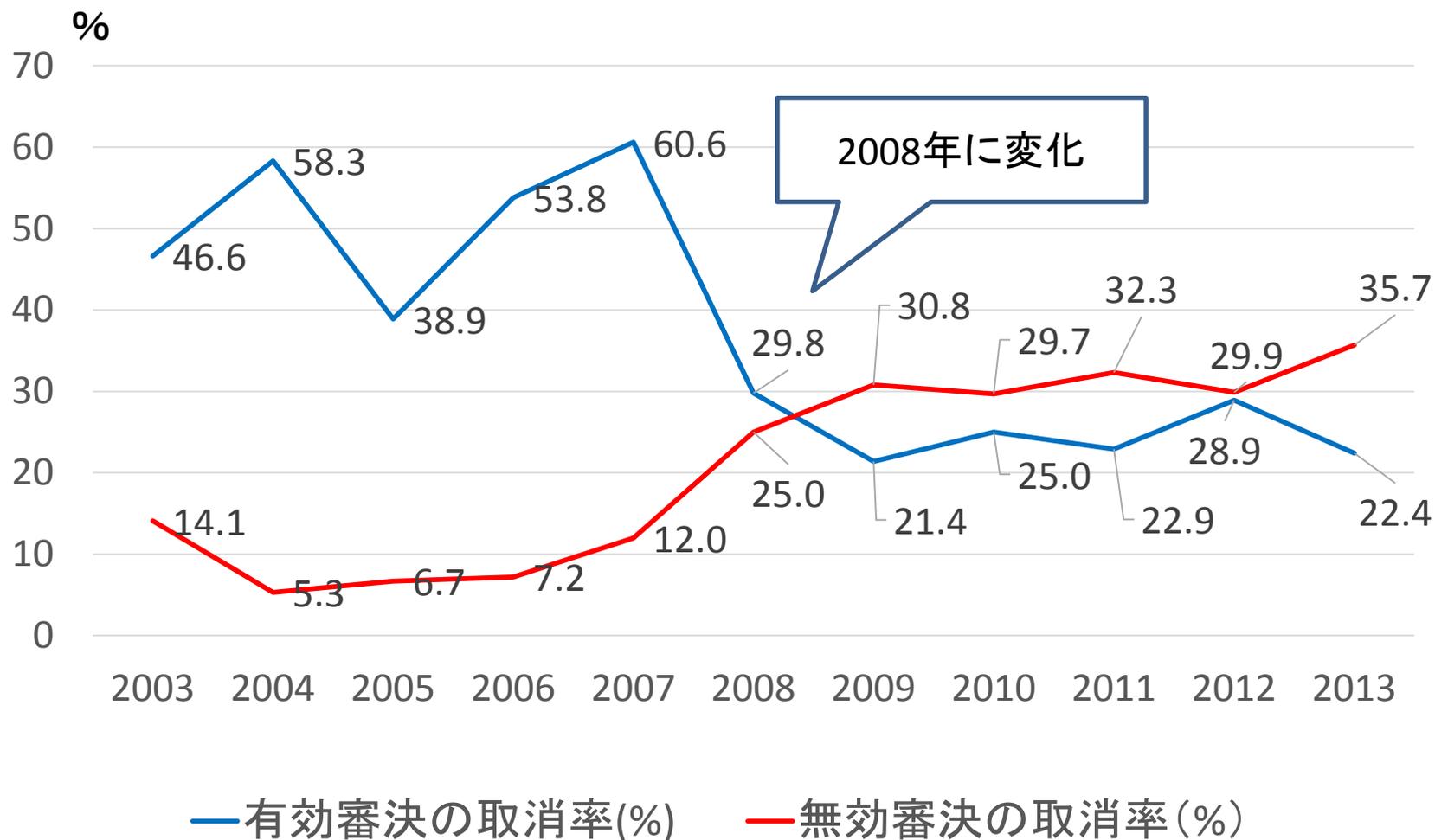


権利無効による権利者敗訴率



両方	8	16	5	5	6	2	3	0	4	2
権利無効による	19	8	14	18	16	13	14	10	7	10
非侵害	29	33	27	12	16	13	14	21	19	25
権利無効による敗訴	33.9%	14.0%	30.4%	51.4%	42.1%	46.4%	45.2%	32.3%	23.3%	27.0%

特許無効審判の審決取消率



有効審決の取消判決の一例

平成19年(2007年)5月29日知財高裁判決

特許庁:「進歩性あり」

「甲1発明のラドル装置は、・・・運搬車輻に搭載されて公道を介して搬送され別の運搬車輻に載せかえることとは相容れない構成を備えたものである。」

裁判所:「その判断は誤り」

「甲1発明、甲4発明は、いずれも・・・その技術分野や作用、機能において共通すると認められる。そうすると、取鍋を運搬車輻に搭載し公道上を運搬するという甲4発明の技術的思想を甲1発明に適用することができるというべきであり・・・」

有効審決取消率のピークは
2007年の60.6%

無効審決の取消判決の一例

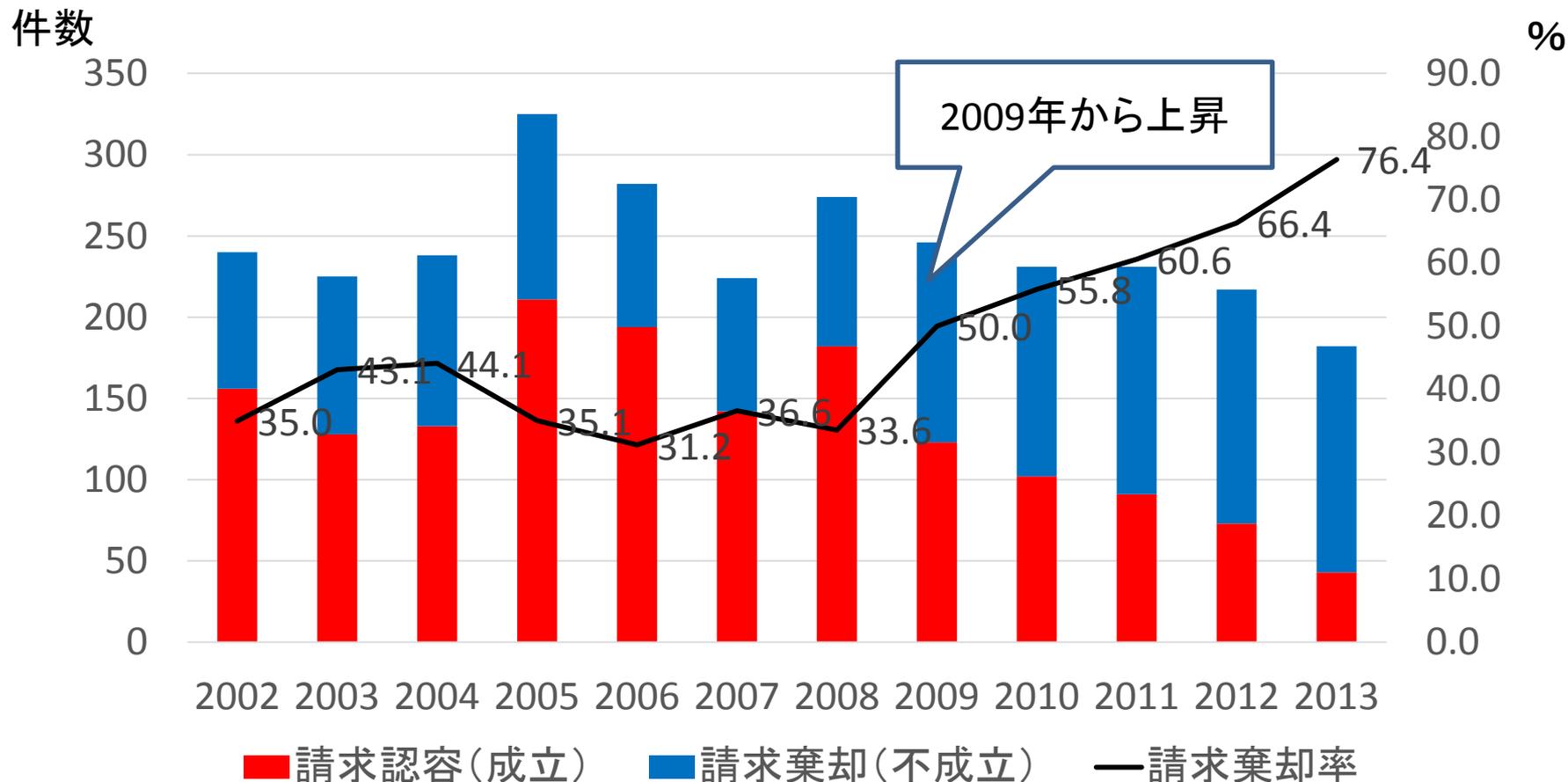
平成21年(2009年)12月22日知財高裁判決

「被告(審判請求人)らは、引用例4記載の発明が属する国際特許分類を根拠に引用例4の検知の構成を備えた同引用例の鼻被覆具と本件発明とが同一の技術分野に属すると主張するが、発明の属する国際特許分類が同じであることから直ちに、発明の構成の組合せ、置換等の容易性を判断する際の考慮要素の1つとなる技術分野の異同に関し、各発明の属する技術分野に異なる面がある場合を否定することはできないというべきである。」

進歩性判断の柔軟化

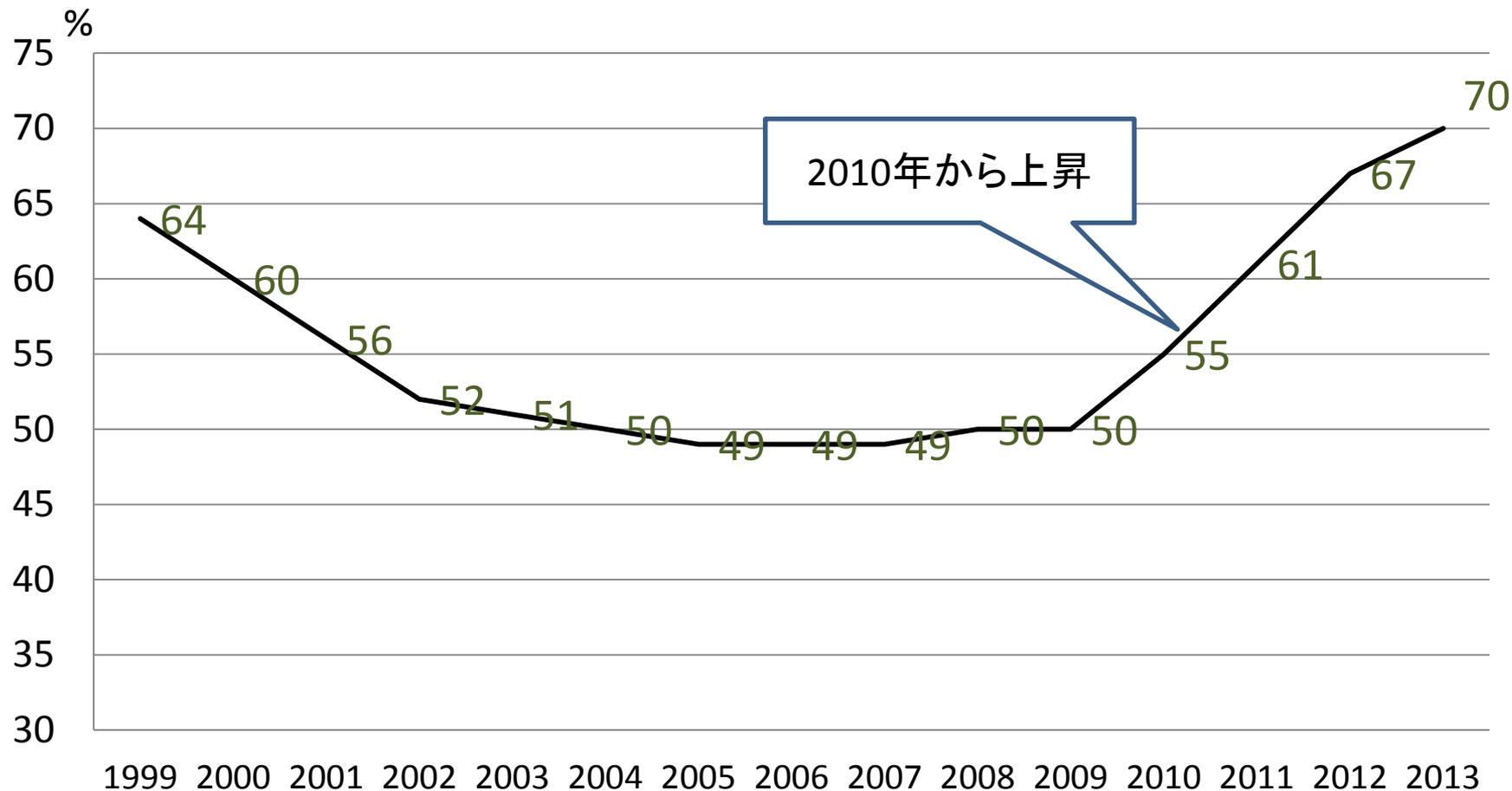
無効審決取消率: 2005年6.7%→2013年35.7%

無効審判請求の棄却率の上昇



資料:「特許行政年次報告書」に基づいて報告者作成。
注意:「取下げ・放棄」は含まれていない。

特許査定率の上昇



資料: 三極ウェブサイト(2010)・JPO(2014)に基づいて報告者作成

米国法上の有効性推定規定

特許法第282条の規定	「特許は有効であると推定する。…」
裁判所における <u>特許有効性の判断基準</u>	明白かつ確信できる証拠 Clear and Convincing Evidence (80対20以上の心証形成)
特許商標庁における <u>特許性の判断基準</u>	証拠の優越 Preponderance of Evidence (51対49以上の心証形成)

出典:「侵害訴訟等における特許の安定性に資する特許制度・運用に関する調査研究報告書」一般財団法人知的財産研究所(平成26年2月)、29頁、96頁。

注意:米国における証明度の違いは上訴審の性格(事実認定についての高度の承服性)に由来することに注意が必要である。